

奈良県告示第四百十三号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十三項の規定により、大和青垣国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び許可基準の特例を次のように定める。

平成二十年三月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可基準の特例を適用する地域

奈良市高樋町及び虚空蔵町並びに天理市岩屋町、和爾町及び檜町の各一部（次の図に示す部分に限る。以下「白川地区」という。）

なお、「次の図」は省略し、奈良県生活環境部風致保全課、奈良市観光経済部文化観光室観光課及び天理市環境経済部商工観光課において一般の縦覧に供する。

二 許可基準の特例

白川地区において行われる自然公園法施行規則第十一条第十項に規定する行為のうち、学校教育を目的とした屋外運動施設（主要な部分が人工芝によつて被われているものに限る。）の新築、改築又は増築については、同項中「次の」とあるのは「第二号、第三号及び第七号から第十号までに掲げる」と、同項第二号中「あること」とあるのは「あり、かつ、当該屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の敷地面積に対する割合が十パーセント以下であること」と読み替えて、同項の規定を適用する。